# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

湯前町長

### 公表日

令和3年9月1日

I 関連情報							
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務						
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務						
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理等の事務を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき実施する予防接種に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の紹介・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。						
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能						
2. 特定個人情報ファ	イル名						
予防接種台帳							
3. 個人番号の利用							
	・番号法第9条第1項 別表第一 93の2項						

法令上の根拠

- ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
- ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記
  - 録システムを用いた情報提供·照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)

#### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[	実施する	]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定		
②法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二 115の2項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2						

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	湯前町役場 保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

#### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 場前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町1984 0966-43-4112

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			1,000人以上1万人5	<b>未満</b> ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和3年3月31日 時点						
2. 取扱者勢	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人以上	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	13年9月1日 時点					
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[   基礎	項目評価	書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関に	ついては、それぞれ』	重点項目評	平価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載				
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシスラ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託		[ ]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ ]	内部監査 [ ] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

#### 変更箇所

<b>发</b> 更固					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月30日	1.3	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予診票の発行、予防接種情報の管理等の事務を行う。 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条第1項の規定による指示に基づき実施する予防接種に関する事務 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種の実施に関する事務 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う。	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接	事前	実際の事務が5月に始まる予 定のため、事前に変更し、公 表を行う。
令和3年9月1日	1.③	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)	グ。 健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)、サービス検索・電子申請機能	事前	